EUの銀行同盟における「責任原理」の導入

―ドイツの金融システムとの関係性を中心に―

黒 川 洋 行

要 旨

先の金融危機は、1999年のユーロ導入後、EU にとってはじめての試練であり、経済通貨同盟(EMU)の運営の難しさが改めて認識されるところとなった。また、ユーロ圏がこうした危機に対処できる有効な制度的枠組みを持っていないという制度上の不備も露呈した。この金融危機がもたらした波紋は、ドイツの金融システムにとっても、いまだに最大のリスク要因であるといえる。また、アセットの圧縮、自己資本増強、海外エクスポージャーの縮小、デリバティブ取引縮小、リテール回帰といった銀行戦略の変化をもたらした。

金融危機における最大の構造的問題は、国家債務危機が銀行危機を生み、逆に銀行危機が国家債務危機につながるという「国家と銀行のリスク結合」であったといえる。

欧州の銀行同盟(バンキング・ユニオン)は、加盟各国が個別に行ってきた銀行監督と銀行の破綻処理を EU レベルにまで引き上げて統一的に行おうとするものであり、その目的は、国家と銀行のリスクの分離にある。

単一破綻処理機構には、あらたに、破綻した際に銀行の株主と債権者に負担を求める「ベイルイン」手続きを取り入れているが、これは、ドイツ側が強く主張して取り入れられた銀行側の自己責任原則に基づくものである。この点において、ドイツのリベラルな経済政策の考え方が、EUの銀行同盟の基本的な概念構成に対して強く反映されているといえる。

本稿における分析を通じて、銀行同盟は、国家と銀行のリスクの分離という点で、ユーロ圏の金融システムの安定化にとって一定の制度的担保を与えるものであると評価することが可能である。

はじめに

- I.国家財政と銀行のリスク結合
- Ⅱ. リスク結合による影響
 - 1. 銀行セクター
 - 2. 国家財政
- Ⅲ. 金融セクターの分断化
- IV.加盟国の銀行監督における脆弱性
- V. EU における銀行救済スキーム
 - 1. 銀行救済・破綻処理の形態
 - 2. 国家援助と EU の競争秩序
- Ⅵ. ドイツ国内の銀行救済措置
 - 1. 第3次金融安定化法案
 - 2. 再構築法
- Ⅲ. 銀行同盟 (バンキング・ユニオン) の概要

はじめに

先の金融危機(2007年からのいわゆるサブプライム金融危機および2010年以降からのギリシャ国家債務危機を発端とするユーロ圏の金融危機)は、1999年のユーロ導入後、EUにとってはじめての試練であり、経済通貨統合(EMU)の難しさが改めて認識されるところとなった。また、EUがこうした危機に対処できる有効な制度的枠組みを持っていないという制度上の不備も露呈した。

金融システムにおけるシステミック・リスクを回避するために、破綻に瀕した大銀行については、いわゆる「大きすぎて潰せない」(Toobig-to-fail Problem)という事情が背景にあった。それゆえ、国家の側も、危機の初期段階では加盟国による個別的な銀行救済のための支援策を矢継ぎ早に実施した。しかし、破綻に瀕した銀行を国家が財政(税金等)を用いて救済す

目 次

- 1. 銀行同盟の構成
- 2. 単一破綻処理機構の概要
- Ⅲ. 銀行同盟における「責任原理」の導入
 - 1. ベイルイン手続き
 - 2. 財政リスクと銀行リスクの分離
 - 3. モラルハザード問題の回避
 - 4. 拠出金の算定
 - 5. 拠出金の特例
- Ⅳ.検討と評価
 - 1. 銀行の資本増強
 - 2. 単一銀行監督制度における利益相反
- 3. オルド自由主義の「責任原理」との関係性 おわりに

るという「ベイルアウト」(Bail-Out)が行われたことが、加盟各国の財政状況をより悪化させるという悪循環に陥ったのである。

この金融危機がもたらした波紋は、ドイツの金融システムにとっても、いまだに最大のリスク要因であるといえる。ドイツ連銀によれば、ドイツの銀行セクターは、フランスに次いで、4つの諸国(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、キプロス)の債務者に対する第2番目の債権者となっている(債権額は560億ユーロ)。また、スペイン(約960億ユーロ)とイタリア(約820億ユーロ)に対しては、いまだにドイツの銀行が最大の債権者となっているのである(ドイツ連銀によるデータは2013年央時点)」)。したがって、もし、将来的にこれらの貸出先諸国における危機の克服にリスクが生じた場合には、それがそのままドイツの銀行セクターの危機にも直結することを意味している。

そこで、本稿では、まず先の金融危機によっ て顕在化したユーロ圏金融システム上の本質的 な問題点について抽出した上で、将来的な金融システム安定性を担保するための基盤として考案されたユーロ圏の銀行同盟 (バンキング・ユニオン)、とくに単一破綻処理メカニズムについて分析を行うこととしたい。

銀行同盟の破綻処理制度で最大の特徴といえるのは、銀行側における「ベイルイン」(Bail-In)手続による自己責任原則を新たに導入し、銀行側のモラルハザードを低減させようとした点であるが、EUでの交渉プロセスにおいては、メルケル独首相およびショイブレ独連邦財務大臣をはじめ、ドイツ側による「責任原理」の強力な主張があった。そこで、最後に、銀行同盟の構造設計に対してドイツ独自のリベラルな経済的思想・考え方がどのように影響を与えているのかという視点からも検討を行い、EUの金融システムの安定性に対する意義と課題について展望を試みたい。

I. 国家財政と銀行のリスク結合

欧州の銀行は、危機発生以前の時期において大量のユーロ建て国債(ソブリン債)を保有していた。こうした国債はリスク・フリーの資産だと考えられていたため、銀行は、国債投資の比率を高めたにもかかわらず、潜在的な損失に備えた自己資本の積み上げを銀行規制上要求されなかった。ところが、国家債務危機の発生によって、ユーロ建て国債のリスクが上昇し、保有していた国債に損失が生じると、銀行は、自己資本の増強を余儀なくされる。しかし、金融市場における投資家からの信認が低下したなかでは、銀行の自己資本増強のための資本調達コストが上昇し、自らの力で資本増強を行うことが困難な状態に陥ることになる(①国家財政危

機⇒銀行危機)。したがって、銀行の経営体質 が脆弱化し破綻に陥らないようにするには、国 家援助による公的な金融支援政策が、必要とさ れたのである。

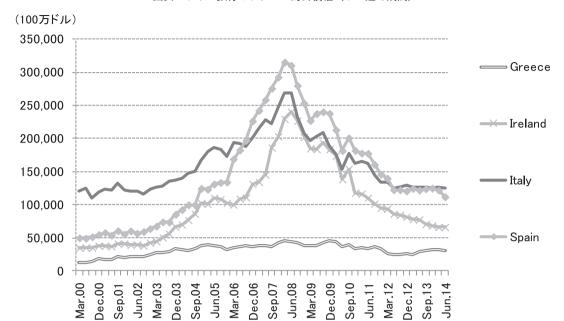
ところが、金融危機による銀行支援策などによって国家財政が悪化すると(②銀行危機⇒銀行支援による国家財政危機)、銀行セクターへの追加的支援をより困難なものにし、銀行側における国債保有のリスクをさらに高めることになる。すると、さらに資本増強の必要性を惹起する。ユーロ圏の金融危機においては、こうした構造的な悪循環、すなわち「ソブリン・フィードバック・ループ」が発生したのである。

このような金融システム上の構造的な問題は、「国家と銀行のリスク結合」(der Riskverbund von Banken und Staaten)と呼ばれており、これが金融危機における第一の構造的問題であったといえる。

Ⅱ. リスク結合による影響

1. 銀行セクター

まず、① (国家財政危機→銀行危機)のチャンネルによって、ドイツの銀行セクターの投資行動には明らかに変化がみられた。ドイツの銀行セクターは、(i) 民間銀行グループ、(ii) 信用協同組合グループ、および(iii) 州銀行を含む貯蓄銀行グループという3本柱によって構成されている。このうち、貯蓄銀行については、国際業務を行っていないため金融危機においてもほとんど影響を受けずに、むしろドイツ金融システムの安定性を下支えしたといえる。問題が大きかったのは、国際業務を展開してい



図表1ドイツ銀行セクターの海外債権(ドル建て残高)

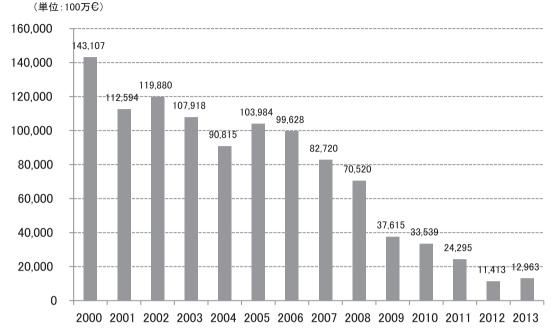
〔出所〕 BIS, Quarterly Review, Dec 2014より著者が作成したもの。

た民間メガバンクと、州銀行(Landesbank)であり、これらの銀行では、危機後には、ディレバレッジと自己資本の強化によるバランスシートの健全化、あるいはリテール回帰という銀行戦略の変化があった。また、これに関連して、デリバティブ取引の縮小と海外債権のポジションの縮小という動きがみられる。図表1は、ドイツ銀行セクターによる海外債権(対ギリシャ、アイルランド、イタリア、スペイン)の推移をプロットしたものであるが、2008年の危機以前には、スペイン、イタリア、およびアイルランドへの債権が急拡大していたものの、危機後には急速な減少に転じていることがわかる。

特に、公的金融機関である州銀行が受けたマイナスの影響は深刻であり、いくつかの州銀行は政府による銀行救済措置を受けざるをえな

かった (黒川 [2010])。図表2は、州銀行における負債調達手段として発行されている公共ファンドブリーフ (Pfandbrief) の発行額の推移を示している。ファンドブリーフの発行額は2000年代には減少傾向が見られるが、とくに2008年から2009年の1年間では、発行額が一挙に半減しており、金融危機の影響の大きさがうかがえる。ただし、その後は、中核的自己資本の積み上げが鋭意実施されるとともに、負債構造は徐々に改善されつつある。ドイツ連銀[2014] によれば、ドイツの全銀行の中核的自己資本比率は、2008年末の8.9%から2013年末には15.3%まで上昇している。

特に注目されるのは、ドイツ銀行セクターの 国債保有比率の動きである。金融危機後、ドイ ツの銀行における証券投資行動に見られた変化 の1つが、ドイツ国債の保有比率の上昇であ



図表2 州銀行(ランデスバンク)の公共ファンドブリーフ:グロス発行額

〔出所〕 ドイツ連邦銀行統計より著者作成。

る。ただし、一部の銀行では同時に格付けがトリプル B 以下のハイリスクな国債の保有比率も高まっている。ドイツ連銀の報告によれば、2006年にはその比率はわずかに0.6%であったが、2014年には約14%にまで上昇している。とくに、ファンドブリーフ発行銀行では、同比率は、2014年で51%にまで上昇していることが注目される²⁾。

また、こうした動きは、とくに国家債務危機が強くあらわれたスペイン、イタリアでも顕著であり、2014年第3四半期時点で、銀行の総資産に占める自国発行の国債保有比率は、スペインで9.5%、イタリアで10.3%となっているが、これはユーロ圏全体の平均値である4.4%を大きく上回っている3。

こうした動きについては、国債がもつ事実上 の政府保証とゼロ・リスクウェイトという利点 が、結果的に、かえって国家財政と銀行とのリスク結合へとつながる方向に作用することを意味していると考えられる。

2. 国家財政

次に②(銀行危機→銀行支援による国家財政 危機)のチャンネルについては、ドイツにおい ても財政赤字の拡大へと結びついた。図表3 は、ドイツ連邦及び州政府によるグロス公債発 行額の推移を示している。2008年の金融市場安 定化法、および同年11月の第1次景気対策(総 額700億ユーロ規模)、2009年2月の第2次景気 対策(総額500億ユーロ規模)、2009年7月のい わゆる「バッド・バンク法」成立等に応じて、 2009年から2010年にかけての連邦政府による国 債発行額は急激に上昇しており、2008年の 2、326億ユーロと比較して、2011年には4、911億

図表3 ドイツ連邦および諸州のグロス公債発行額

〔出所〕 ドイツ連邦銀行統計より著者作成。

図表 4 EU 各国による銀行救済の財政コスト (2008年から2011年)

2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013

四天中 20 1日10 3 9 3 1 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
	銀行救済の財政コスト (対 GDP 比%)	政府債務残高の上昇分 (対 GDP 比%)						
アイルランド	40.7	72.8						
ギリシャ	27.3	44.5						
オランダ	12.7	26.8						
英国	8.8	24.4						
ベルギー	6	18.7						
オーストリア	4.9	14.8						
スペイン	3.8	30.7						
ドイツ	1.8	17.8						
フランス	1	17.3						
イタリア	0.3	8.6						
ポルトガル	0	33.6						

〔出所〕 Laeven and Valencia (2013)

ユーロと2倍以上に増加している。

図表4は、銀行救済による財政コストの国際 比較を示している。これによれば、ドイツの銀 行救済にかかる財政コストは、対 GDP 比で 1.8%分に相当し、政府債務残高では17.8%分の上昇につながっている。なお、アイルランドでは、銀行救済の財政コストが対 GDP 比で40.7%と高くなっているが、これは、同国では

金融部門への産業集中度が高いことも要因の1つであろう。

こうして、過大な政府債務残高をかかえた加盟国の財政再建については、それが、そのまま大量の国債投資を行っていた銀行の経営悪化につながるリスクがあるため、本来必要な財政再建をドラスティックに推進することを阻む要因となりえる。

Ⅲ. 金融セクターの分断化

「国家と銀行のリスク結合」という第1の問題にくわえて、第2の問題点として、こうした金融危機が、欧州の金融セクターの分断化(金融分断化問題)を招くことになったとの認識がある。

現在,同じユーロ圏内であっても,危機以前にみられた長期金利のコンバージョンがくずれ,ユーロ参加国間での金利水準の乖離傾向が観測されている。そのため,EU域内の金融機関は,同じユーロ圏の金融市場であっても異なった条件での競争の下に置かれたといえる。また,市場関係者の目から見れば,将来的に,仮にまた金融危機が生じた場合には,財政状況が比較的健全な国家に所属する金融機関は財政的に十分に支援でき,銀行破綻を回避することができても,財政状況が厳しい国家については,もはや銀行救済がより困難なものになることを予想するのであって,このことは投資家の信頼を失うことを意味する。

IV. 加盟国の銀行監督における脆弱性

第3の問題として、今次の金融危機が経験的

に示したことは、銀行破綻危機に瀕した加盟国の金融規制当局の行動にも限界が露呈したということである。すなわち、当該国規制当局が国内銀行セクターに対する再構築を行なおうとすると、クロスボーダーの銀行業務に従事していることにより、国境を越えたシステミック・リスクへの対処等の問題で関係各国当局間での規制上のさまざまな調整が必要となり、事務的な対処での膨大な負担が発生し、規制監督任務の遂行上に困難性を有するという問題が指摘されている。

また. 他方で. 加盟国政府当局が. 問題のあ る銀行について破綻処理する。すなわち金融市 場そのものから排除するという行動に出ること を躊躇する. あるいは破綻処理の手続きが遅く なるという監督当局の不作為の可能性があり得 る。なぜなら、こうした銀行を破綻処理すると なれば、その裏返しに、なぜ、それを未然に感 知し未然に回避することができなかったのかと いう意味で、当該国政府・監督当局の責任につ いても同時に問われることになりかねない。こ うして、EUの加盟国としてのレピュテーショ ンの低下を恐れる当局にとって、国内銀行に対 して取るべき必要な措置が不十分なものとなる 可能性についても指摘することができる (supervisory forbearance)。換言すれば、これま での金融システムの体制では、加盟各国政府 と、その国内銀行セクターとの間のいわば「癒 着的な体質|が必要な改善措置を阻害する要因 になりかねないともいえるのである。

	資本注入, または銀行リスク 資産の政府による引受等		保証,その他の流動性支援			
	2008年~2012年まで		2009年		2012年	
	10億€	対2012年 GDP 比%	10億€	対2012年 GDP 比%	10億€	対2012年 GDP 比%
EU ¹⁾	591.9	4.6	906.0	7.7	534.5	4.1
内訳:						
ベルギー	40.4	10.7	46.8	13.9	45.8	12.2
ドイツ	144.2	5.5	135.0	5.6	10.0	0.4
フランス	26.3	1.3	92.7	4.9	53.4	2.6
ギリシア	37.3	19.2	5.8	2.4	65.1	33.6
アイルランド	65.4	40.0	284.3	173.8	84.2	51.5
イタリア	6.1	0.4	0.0	0.0	85.7	5.5
ポルトガル	9.9	6.0	9.0	5.4	16.8	10.1
スペイン	88.1	8.4	55.4	5.3	75.4	7.2
英国	122.8	6.5	165.1	10.5	54.6	2.9

図表5 EU および加盟各国による銀行救済スキームの規模

〔出所〕 ドイツ連邦銀行統計(金融安定化レポート2014)より作成した。

V. EU における銀行救済スキーム

1. 銀行救済・破綻処理の形態

銀行の救済・破綻処理に関する公的支援・救済措置の形態は、①資本再構築(Recapitalizations)、②債務保証(Guarantees)、③資本買取り(不良債権の切り離し)(Asset relief interventions)、④(保証以外の)流動化支援(Liquidity measures other than guarantees measures)の4種類に分類される。

2008年10月から2012年10月までの間で、欧州委員会が承認した金融危機関連の国家援助の件数は実に400件で、スキームの総額で5兆589億ユーロに上るが⁴、これは、実に EU の GDP の40.3%のあたる膨大な規模となる (Europe-

an Commission 2012)

なかでも、債務保証が中心的な手段であり、2009年には、単年でピークとなる8,360億ユーロ (対 EU 域内 GDP 比7.1%)を記録している。また同年の流動化支援は700億ユーロとなっている(両者合計では9,060億ユーロ)。債務保証の規模は膨大になることがあり、アイルランドにおいては、2009年で2,840億ユーロ(対 GDP 比174%)にまで膨らんだ。他方、ドイツでは、同年1,350億ユーロと金額は大きいが、対 GDP 比では5.6%にとどまっている(図表5参照)。

債務保証枠の実際の利用枠残高は、その後は徐々に減少しており、2012年10月の時点では、EU全体で流動化支援と合わせて5,345億ユーロとなっており、2009年からの減少率は-41%である。その主な要因は、債務保証によってカバーされた金融商品の残高の多くが2011年の下

⁽注) 1) EU 加盟27か国のデータ。

半期で満期となり償還を迎えていることによる。

債務保証スキームは、保証枠の設定というかたちをとっており、個別の銀行の弱点を補完するというよりは、包括的な枠組みとしての措置を講じることによって、市場の信認の回復による金融システムの全般的な安定性の回復をねらったものといえる。

2. 国家援助と EU の競争秩序

EUにおける域内市場の競争秩序を維持するために、EU 法は、EU 機能条約第107条、第108条等において国家援助(State Aid)を規制している。したがって、EU 加盟国は、上述した自国銀行への債務保証などの救済措置について、EU 法規との整合性をとる必要がある。具体的には、加盟国が銀行救済についての公的支援を行う場合には、欧州委員会の審査が行われ、EU 機能条約に基づき、国家援助が EU 共通の利益について明確に定義された目的をみたし、競争条件や取引を歪めないようにするという考え方により支援案件について決定される5(鈴木 [2013]、47頁)。

一連の加盟国政府による銀行救済のための「国家援助」を是認する根拠となったのが、EU機能条約第107条 3 項(b)の国家援助に関する規定、すなわち「欧州の共同利益となる重要な計画の達成を促進するための、もしくは加盟国経済の深刻な混乱を救済するための援助」を例外的に認める規定であり、この援助は域内市場と両立するものと見なすことができると明確に規定されている(TFEU第107条 3 項)。欧州委員会による諸決定は、2008年10月以来、域内の欧州銀行約90行の危機的な状況を改善することに適用されている。

Ⅵ. ドイツ国内の銀行救済措置

1. 第3次金融安定化法案

ここでは、EU レベルでの銀行同盟への橋渡 しとして、ドイツによる個別的な銀行救済措置 について具体的に述べることとする。ドイツ連 邦政府は、2012年10月17日付けで、2008年10月 から機能していた金融市場安定化基金 (SoFFin) のスキームを2014年末まで延長する ことを閣議決定した。これは2009年に成立した ドイツ国内のいわゆるバッド・バンク法のス キームの効力を延長し、将来的な欧州の銀行同 盟 (バンキング・ユニオン) における欧州レベ ルでの破綻処理との橋渡し的な役割を果たす措 置であった6)。この第3次法案の特徴は、銀行 が破綻に至った場合。 同基金による破綻処理の ための措置が講じられる場合には、当該銀行か らの応分の自己負担を要求している点であり. その分、ドイツの納税者による負担を軽減しよ うとすることがそのねらいである。また、こう した自己責任原則の導入は、これまでの一連の 破綻処理の考え方を転換するものである。金融 市場が機能不全に陥った場合の対応と責任を. これまでのように国家だけに負わせるのではな しに、その原因をつくった市場参加者(銀行 側) にも要求している点が、これまでの破綻処 理システムとの根本的な相違点である。こうし た秩序政策的な枠組みは、これまで以上に将来 的な金融機関側の行動におけるモラルハザード を予防的に回避することにも役立つものである といってよい。

2. 再構築法

2011年には、ドイツにおいて再構築基金 (Restrukturierungsfond) が新たに創設され た。これは、同年施行された再構築法を根拠法 とする。この法律の立法目的は、金融システム の秩序全体を脅かすおそれのある銀行の経営破 綻について、金融システムの安定性を危機に陥 れることなく処理することである。同法では、 金融機関の清算・再構築手続きが定められたほ か、再構築基金が創設されたが、同基金は、連 邦の特別財産としての法的地位をもつ。また. 再構築基金は、銀行に対する拠出金請求を含め て、2008年10月に設立された「金融市場安定化 のための連邦庁 | (FMSA) よって管理・運営 されている7)。なお、FMSAは、当初は金融市 場安定化基金(SoFFin)の管理・運営を行う 官庁であったが、2011年の年初からは、再構築 基金についても運営にあたっている。

再構築基金は、ドイツ国内の銀行からの拠出金によって構成され、総額で700億ユーロを設定している。また、必要な場合には1,000億ユーロまでを信用調達できるようになっている。このスキームは、将来的な銀行の破綻処理を円滑に行えるように、銀行破綻のコストを銀行セクターによって負担させるものであり、納税者の負担に拠らない制度設計とし、金融システム安定性に寄与することが想定されている。

ここで注目すべきは、上述のとおり2011年にドイツ国内における破綻処理システムで導入された銀行セクターからの拠出金と「自己責任原則」が、その後のEUレベルでの銀行同盟における単一破綻処理においても、ドイツ側の主張を受け入れるかたちで取り入れられたという点であろう。この点において、市場経済の競争的

秩序維持を本旨とするドイツのリベラルな経済 政策理念が、EUレベルでの単一破綻処理シス テムに対して実質的に影響を与えたという事実 が、このことから確認できる。

なお、ドイツは、2015年1月には、EU レベルの金融機関破綻処理の基本的指針についての国内的な実現のための立法措置を完了している。

Ⅲ. 銀行同盟 (バンキング・ユニ オン) の概要

1. 銀行同盟の構成

2012年6月のEU 首脳会議においては、「金 融枠組みの統合、財政枠組みの統合、経済政策 枠組みの統合. 民主的正当性と説明責任の強化 を基に EMU を真に機能するものにする | こと が決定された。銀行同盟は、なかでも金融枠組 みの統合に関するプロジェクトとして構想・立 案されたものである。銀行同盟(バンキング・ ユニオン) は、①単一銀行監督機構 (SSM: 2013年12月に EU 首脳が合意, 2014年11月から 稼働開始). ②単一破綻処理機構 (SRM: 2013) 年 6 月に EU 首脳が合意) を 2 つの柱とし、こ れらは、EU すべての加盟国に適用される単一 規則集 (Single Rulebook)⁸⁾に基礎づけられて いる。この特徴は、これまで加盟各国の権限に 属していた銀行規制・監督と銀行破綻処理の法 的枠組みを、超国家的レベルの法的スキームに 引き上げ、危機への予防的な観点からユーロ圏 の金融システムの安定化をより確実に担保しよ うとしている点である。

①の単一銀行監督機構 (SSM) に関しては、 加盟各国当局から欧州中央銀行 (ECB) に監 督権限を移譲し、域内での単一監督メカニズムを構築するものである。具体的には、ECBと各国の銀行監督当局(NCA: national competent authority)から構成され、一定の条件に当てはまる主要銀行⁹⁾については、ECBによる直接の監督権限を認めたものであり、超国家的な権限移譲という点で画期的なものといえる。また、それ以外の銀行については、NCAがECBの指導の下で監督を行う。SSMについては、2014年11月からシステムが稼働している¹⁰⁾。

②の単一破綻処理機構(SRM)に関しては、 形式的には単一銀行監督機構を補完する制度と して位置付けられるが、実質的な重要性は大き い。そこで、本稿では、以下からは、銀行同盟 の第2段階とも言えるこの破綻処理メカニズム について、より詳細な分析を行うこととする。

2. 単一破綻処理機構の概要

破綻処理のスキームに関しては、EUの銀行 再生破綻処理指令(BRRD: Bank Recovery and Resolution Directive: 2015年1月から適 用)および単一欧州銀行破綻処理機構規則 (SRM)が枠組み規定となる。BRRD第103条 に基づき、2015年から加盟国レベルで銀行に義 務付けられた拠出金については、2016年には単 一破綻処理基金(SRF)に移管されるととも に、各国からの拠出金が合算されて、欧州レベ ルでの管理へと統合される¹¹⁾。

なお、ドイツ国内の銀行が単一破綻処理基金 (SRF) に拠出する金額の総計は、欧州委員会 の試算によれば、2015年から2024年までの期間 で約150億ユーロに相当する¹²⁾。

銀行の破綻処理手続については,2016年からは、SRFが法的に運用を開始することにより.

ユーロ圏に属するすべての加盟国に対しては, 銀行破綻処理に関する共通の法的枠組みが妥当 することになる。なお、その他 EU 諸国につい ては任意の加入が認められている。

SRF は単一破綻処理機構の1つの構成要素であり、同基金は破綻処理に必要となる資金的手段を提供する。SRM の対象となる銀行は、単一銀行監督制度(SSM)で監督が行われている銀行である。ただし、単一破綻処理委員会(SRB)が直接責任を負うのはECBによって直接監督されている主要銀行と国境を越えて活動する金融機関である。それ以外の銀行については、NCA が原則的に責任を負うが、SRF を利用する事態に陥った場合には SRB が責任を負う。また、SRB は、いかなるときでも、NCA が責任を有している銀行に直接、破綻処理権限を行使することができる¹³⁾。

Ⅲ. 銀行同盟における「責任原理」 の導入

1. ベイルイン手続き

金融機関の破綻処理に際しては、その所有者 および資金提供者が第一義的に責任を問われ る。かれらは、SRF の基金からの拠出プロセ スに入る前に、最少でもバランスシート上の負 債の8%分について自己負担させられることが 法的に義務付けられた。また、SRF 完成まで の8年間の構築期間については、SRF は、加 盟国にすでに構築されている国内的な破綻処理 基金の資金を利用することも可能となってい る。たとえばドイツの場合、前述した再構築基 金(Restrukturierungsfond)がこれに該当す る。 EUの銀行同盟における「責任原理」の導入

2016年1月からは、すべての破綻処理にベイルインの原則が適用される。ただし、一定の債務についてはベイルインの対象外とし、SRFの利用により支援されるものとする。そのルールとは、「破綻処理金融枠組みによる支援が実施されるのは、損失額について、バランスシートの負債の8%までについて損失吸収や資本充実のための負担がすでに株主・債権者によって実行されている場合に限られる」というものである。

これは、つまり、ある銀行が経営破綻に瀕した場合、破綻処理で算出される損失のうち、自行のバランスシート上の負債の8%分にあたる金額までは、株主・債権者が自己負担しなければならないということを意味している¹⁴⁾。そして、単一破綻処理基金(SRF)の利用については、この自己負担がなされた後に、銀行が抱える負債の5%を上限として利用可能となっている。国家(あるいは ESM)の資金が投入されるのは、①銀行、②単一破綻処理基金の利用がなされた後の順番となる。こうした一連の責任負担の段階的手続きは、「責任カスケード」(die Haftungskaskade)と呼ばれている。

2. 財政リスクと銀行リスクの分離

今次の破綻処理の枠組み政策における本質的な目的は、これまでの金融危機の問題点が「国家財政リスクと銀行リスクの結合」であったとの教訓から、「国家財政リスクと銀行リスクとの分離」を行うことにある。そして、EUレベルでの新たなSRMでは、この秩序政策的な目的を、自由な市場経済秩序にとって重要な構成要素の1つである「責任原理」(die Haftungsprinzip)を銀行側に対して法的に義務付けるという手段によって実現しようとする

ものと考えられる。すなわち、この枠組みの導入によって、市場参加者である銀行側の経営スタンスと投資行動でのディシプリン(規律)を高め、モラルハザードの誘発を予防的に回避するという政策的効果をねらったものであるといえる。

3. モラルハザード問題の回避

「大きすぎて潰せない」(too-big-to-fail)問題とは、メガバンクの破綻は、金融システム全体の安定性を阻害するため、各国政府が銀行救済のために支援せざるを得ないという問題である。しかし、もし今後も「大きすぎて潰せない」という原則が維持されるとすれば、次の金融危機が発生したとしても、確実に支援・救済されるのだから、どうして金融機関側が、かれらが行っているリスクを大きく取るバンキング手法を見直すだろうか。ここに銀行側のモラルハザードを引き起こす構造的な問題がある。

この点に関連し、IMFによれば、2013年中に、かかる不公正状態から得られたユーロ圏銀行の負債調達コスト軽減は、 $60\sim90$ ベーシスポイント分で、900億ドルから3,000億ドル分の利得に相当するとの試算がある 15)。また、政府の経済分析の諮問機関としての位置付けをもついわゆる「ドイツ五賢人会」の年次報告においても、同様に、かかる負債調達における利得は2010年以降は、やや減少しているものの、依然として大きいと指摘されている 16)。

そこで、欧州の金融システムの危機を将来的に回避するには、事後的に政府が何らかの政策をとって救済してくれるだろうという希望的観測を銀行側に与えるのではなしに、市場参加者たる銀行側の自己責任原則を強化する方向性が最も有益であると考えられる。

自己責任原則を導入した新たな単一破綻処理制度は、この「大きすぎて潰せない」問題への秩序政策的な回答であるといえる。これまでの危機への対処で見えてきた限界点に基づき、政府による潜在的な金融機関への保証から派生するモラルハザードおよび不公正競争状態を排除することが明確な政策目標として位置づけられるといってよいだろう。

4. 拠出金の算定

域内銀行による単一破綻基金(SRF)への拠出金に関する欧州委員会の草案について、2014年12月に欧州議会およびEU財務相会合において合意がなされた。これによれば、2016年から2023年末までの8年間をかけて、予定額の550億ユーロが各国から基金に対して段階的に拠出されて完成する予定であり、これは、付保預金残高¹⁷⁾のおよそ1%分に該当する金額となる。この基金は当面、各国ごとに積立、管理されるが、段階的に共通化を進めて8年後には一本化する(雨宮「2015」、11頁)。

ドイツ連銀によれば、このうち独仏両国の銀行からは、最大となる約155億ユーロ分の拠出が見込まれている。また、スペインの銀行では54億ユーロ、イタリアの銀行からは58億ユーロの拠出が見込まれている。

さて、SRF に積み上げられる基金のボリュームは、果たして十分なのかどうか?しかも、SRM が完全に稼働状態に至るのは2024年の予定であり、その間は、漸次に規模が拡充されていくという漸進的プロセスが想定されている。しかし、ここで問題となるのは、その基金の規模が破綻に不十分ではないかという論点ではなく、むしろ、個別の銀行が負担する基金への拠出割当の水準がどうなるかという点であろ

う。なぜなら、リスクに応じた民間銀行からの 拠出割当が実現しない場合には、一部の銀行に おいてはモラルハザードが発生する。すなわ ち、基金から得られると期待される支援が、自 行からの拠出割合分を超えると想定されるよう な場合である。

また、同様に政府側においてもモラルハザードが生じる可能性がある。こうした効果を予防的に回避するためには、SRFへの各銀行拠出の金額について、各行がかかえるリスクの大きさに応じたかたちで傾斜配分させるという措置が必要となろう。これによって、個別の銀行がモラルハザードに向かう誘因を弱めることができるからである。

原則的にユーロ圏のすべての銀行は、2016年から年間の基礎拠出金(Sockelbetrag)をSRFに拠出する義務が生じる。まず2012年のバランスシート統計を基礎として、負債から自己資本等を差し引いた部分に応じて測定基礎が計算され、次に、この基礎金額が、各銀行ごとに有するリスク要素に応じて0.8倍~1.5倍の間で調整される(Deutsche Bundesregierung [2014])。

また、2024年までの8年間の構築期間においては、単一処理理事会(SRB)が、必要な場合にはすべての銀行から一律に、追加的な拠出金の支払いを要請することができる。その場合、各銀行は、自行に割り当てられた年間拠出金額の15%~30%の範囲での金額を追加的に拠出することが決められている。

銀行ごとに拠出金が異なるということが、個別の銀行がもつリスクを表現していることになるかという論点については、基本的には算定基礎によるのであり、拠出金額は、第一義的には当該銀行の規模に応じたものとなる。ただし、

EUの銀行同盟における「責任原理」の導入

上述したとおり、リスクを評価する要素によって、0.8倍から1.5倍までに調整がなされる予定であるので、リスクの要因も一定程度は拠出金の水準に反映されることになる。

銀行規模と拠出金負担の比率については、欧州委員会の試算によれば、ユーロ圏全体で約85%の総資産シェアを有する大銀行のカテゴリーでは、約90%の拠出割当があり、同様に14%のシェアをもつ中規模銀行カテゴリーでは、9.7%の拠出割当となり、同様に1%のシェアをもつ小規模銀行カテゴリーでは、0.3%の拠出割当となる¹⁸⁾。

5. 拠出金の特例

銀行同盟の破綻処理基金については、一定の 資産以下の小規模銀行を対象として. 拠出金の 割合の算定方法で例外的な取扱いも決められて いる。ドイツ側は、ショイブレ連邦財務大臣を 中心として、EUでの交渉プロセスにおいて、 小規模銀行への小額の「一括拠出金」の特例措 置を主張した。こうした特例措置は、すでに 2011年のドイツ国内の再構築基金の制度でも導 入されており、結果的に、いわば1つの「妥 協一がなされたかたちである。ドイツ側がこう した特例的取扱を主張した背景には、ドイツ国 内で拠出義務が生じる銀行数は約1,800行であ るが、そのうち大多数の1.700行については、 貯蓄銀行や信用協同組合を中心として, 将来的 な金融システミック・リスクにとって重要では ない (nicht als systemrelevant), すなわち, SRF からの補助には依存しないと見込まれる 銀行グループであるとの認識を政府が有してい るということがある¹⁹⁾。

異なる銀行グループ区分について、どれほど の銀行が、この一括拠出金のケースに該当する かについての正確な数字は、現在のところ個別銀行毎の付保預金(gedeckte Einlagen)のデータが未公表であるために不明であるが、ドイツ連邦政府の連邦議会における答弁書²⁰⁾によれば、ドイツ国内では970行以上の銀行がこれに該当するものと試算されており、その内訳としては、信用協同組合グループが最も多く800行以上、その他銀行で100行、さらに貯蓄銀行グループからは70行から80行がこれに該当すると見られている。

委員会による2014年10月の委任法令 (delegated act) は、次のとおり規定している。ま ず、加盟国は中規模銀行の負担を減じる目的に おいて、次のうちからどちらかを選択する権利 を留保している。すなわち、測定基礎が3億 ユーロ以上であり、その総資産が最大30億ユー 口までに該当する銀行は、最初の3億ユーロの 測定基礎分までについては、5万ユーロという 固定支払金額を選択することができる21)。他 方、総資産が10億ユーロを超え測定基礎が3億 ユーロ以下の銀行の区分けおよび適用について は、ドイツ連邦政府の見解では、未だ欧州委員 会によって明確にされていない由である。ドイ ツ連邦政府としては、この法令第20条5項に規 定された選択権の行使を検討している由であ る。なぜなら、中規模の貯蓄銀行の大部分は、 これによって負担が軽減されるとの判断があ る。この場合、これらの銀行は、10億ユーロ以 上の総資産規模をもち、かつ政府試算によれ ば、平均的に測定基礎については3億ユーロ以 上は有しているものとみられるからである。

Ⅳ.検討と評価

1. 銀行の資本増強

金融セクターの安定性をより確実なものとす るためには、銀行側が資本増強を行うことが何 にも増して重要な課題となる。これによって. 銀行が過剰なリスク・エクスポージャを取らな いことになり、また、潜在的な国家財政負担の 責任をとる可能性が低くなるためである。今次 の銀行同盟における破綻処理システムの最大の 特徴は、破綻銀行の負債の8%分までについて 銀行側(出資者等)の自己責任原則が法的に確 立されたことである。このことは、銀行をして 今後より資本増強への圧力を高めさせるという 効果をもつと考えられる。ここで、8%の自己 負担ルールが確立されたからといって、銀行の 所有者(出資者)の責任が、負債の8%までに 制限されたということを決して意味してはいな いということには留意すべきであろう。この8 %という数字は、もしこれを超える損失が生じ た場合に、SRB の公的スキームに申請すると きの最低必要条件を意味しているにすぎない。 市場経済秩序における根本原理の1つは、自由 と責任の一体不可分性にある。したがって、本 来、株主を含む出資者がその銀行の経営上の責 任を100%有している。確かに、金融セクター には金融システムの維持という特殊性が存する とはいえ, 原理原則論として, 銀行破綻の責任 は全額出資者が負うべきであるという当然の考 え方が、銀行同盟の創設によって排除されたわ けではない点には留意すべきであろう。

2. 単一銀行監督制度における利益相反

単一銀行監督機構(SSM)に関しては、主要銀行(メガバンク)に対してECBによる直接監督権限を認めており、これはクロスボーダーでの銀行業務を行っている銀行に対しては迅速かつ有効な監督が可能となるかもしれない。また、SSMを監督制度における当局間の競争的スキームとみることも可能であるから、これが各国政府による、より厳格なマクロ・プルーデンス政策を促すという効果を指摘できよう。

ただし、他方、こうした仕組みは、ECBの 金融政策遂行上,将来的にはある種の目的対立 (利益相反)という問題が生じる可能性を指摘 することができる。なぜなら、ECB は本来の 条約上規定された役割である「域内の物価安定 の維持 | (EU 機能条約第127条)という政策目 的を遂行するための機関であることに変わりは なく, この金融政策上の目的と, 新たな銀行監 督の目的のベクトルが同一方向を向かなくなる 場合がある可能性が否定できないからである。 ドイツ国内のリベラルな有識者の間では、この 点を考慮した場合、将来的には、超国家的な監 督権限を ECB から分離して、何らかの独立し た監督機関に委譲することの方が、むしろ望ま しいのではないかとの議論がある点には注意し なければならないだろう。

3. オルド自由主義の「責任原理」との 関係性

単一破綻処理基金に関しては、上述のとおり、その大部分が域内の大銀行からの拠出金で構成されている。そのため、これまでの金融危機における問題解決のネックとなっていたいわ

ゆる「大きすぎて潰せない」問題の解消に向けて、一定の政策的な前進がなされたものと評価できる。とりわけ、このスキームが、将来的に損失を発生させるような経営上の決定を行った銀行側自身の「責任原則」による破綻処理をプロアクティブに想定した点は、従来の政策(ECB・IMFによる協調緊急融資等)が、危機に対してリアクティブな性質をもっていることと対比した場合、最大の特徴点となっているといってよい。

オルドリベラルな基本原理である「責任原理」(die Haftungsprinzip)とは、ヴァルター・オイケンが1952年の主著『経済政策原理』において提示したものである。これは、自らの決定に従った帰結として生じたリスクは、その決定者(まず所有者=株主、次に債権者)が自ら引き受けなければならないという、競争的秩序を構築するための構成的原理の1つである。SRMのベイルイン手続は、この責任原理と整合性をもつものである。これによって、銀行の破綻処理にかかるコストについて、納税者負担の回避・低減を実現できることが利点の1つであるとともに、公共的利益としてのユーロ圏の金融安定性が促進されることが期待される。

また、この欧州銀行同盟は、公的資金の注入 や政府保証などのかたちで、「国家が金融市場 に直接介入すること」を、今後はできるかぎり 回避しようとするものである。この点におい て、ドイツ側から見た場合、競争的秩序の構築 と維持の役割、規則の制定者および市場の監督 者としての政府(および中央銀行)というリベ ラルな考え方を、今後は、欧州の金融システム の上で強化していくという基本的スタンスが看 取されるのである。その意味において、新たな 金融市場秩序の礎たる欧州銀行同盟は、リベラ ルなドイツの経済理念の影響を強く受けている と評価することが可能である。

この点を裏付けるように、ドイツのショイブレ連邦財務大臣は、2013年に「ヨーロッパは、欧州共同債券(ユーロ・ボンド)あるいは責任リスクの共同体化(Vergemeinschaftung)を通じて『誤った誘惑』(Fehlanreize)へと導かれることを、何としても回避すべきである」と述べている²²⁾。また、ヴァイドマン独連銀総裁は、「中央銀行がますます、本来は国家の管轄に属するべき責任と、それを果たす課題を押し付けられている。このことは、国家の財政需要とか短期的な財政安定化の要請の下に、インフレを管理するという金融政策が位置づけられていくリスクをはらむものである」と述べ²³⁾、これまで ECB が実施してきた非伝統的な金融政策に対して批判的な見解を公言している。

中央銀行による金融政策(通貨政策)に関し て、物価安定の維持(インフレの管理)を最優 先するという原則は、ヴァルター・オイケン (Walter Eucken) が主著『経済政策原理』で 述べているように、オルド自由主義的な秩序政 策における最重要な構成的原理 (konstituierende Prinzipien) に挙げられており、戦後の ドイツ連邦銀行の金融政策スタンスの本旨をな すものであった²⁴⁾。こうしたドイツ側要人によ る見解は、あくまでその一例を挙げたにすぎな いが、新たな銀行同盟におけるベイルイン手続 の導入という考え方は、本来あるべき市場経済 の基本原則にできるだけ従うかたちでの法的・ 政策的枠組みであって、オイケンや、社会的市 場経済を提唱したアルフレート・ミュラー=ア ルマック (Alfred Müller=Armack) が重視し ていた競争秩序の構築のための構成的原理たる 「責任原理」と、全く整合的なものである。こ

の意味において、ドイツのオルド自由主義的な (Ordo-liberal) 経済政策の考え方が、ドイツ 政府側による強い主張をもって、銀行同盟の基 本的な概念構成に対して強く反映されたかたち となっていると解することができる。ここに、 欧州の金融システムのあり方を考える上で、ド イツの経済秩序に存するリベラルな基本理念の 影響を確認することができる。

ただし、これが想定された目的を達するように機能するかどうかについては、未だ確定的には判断できない。なぜなら、各銀行に割り当てられる拠出金の算定については、まだデータが示されていないからである。さらには、このSRFにおける拠出金の積み上げと共同化が最終的に完成するまでには2024年を待たねばならないが、その間に再度危機が生じた場合に、このスキームが予定通りの機能を発揮できるかどうかには、破綻の認定、処理手続の運用面で不確実性がともなうからである。

したがって、破綻処理に関する政策の実効性をより高めるには、第2段階としての将来的なEU条約の改正が視野に入れられなければならないであろう。

おわりに

1999年1月にユーロ圏がスタートしてから最初の10年目を迎えた直後に、はじめてユーロ圏自らに起因する金融危機がEUを襲った。そして、この危機によって明確になったことは、EUの将来にとって、ユーロ金融システムの安定性は、いまや重要な公共財であるということであろう。そして、2016年から順次形成される銀行同盟(バンキング・ユニオン)の重要な構成要素たる単一破綻処理機構(SRM)は、す

でに稼働中の欧州安定化機構 (ESM) や ECB による非伝統的金融政策など、これまでの危機 への政策的対処が、短期的視野による、いわば 「場つなぎ的な」性格をもつこととは対照的に、 長期的なシステム安定性構築に向けた. 質的に 異なる新たな次元に位置するものと結論付けら れる。その根拠は、銀行の所有者・債権者に対 する損失負担を想定した自己責任原則をはじめ て EU レベルで法的枠組みとして取り入れた点 にある。従来型の銀行救済スキームは「大きす ぎて潰せない という問題をかかえ、各国の財 政スキームによって支えられていたが、新たな EU の銀行同盟の基本的な考え方においては、 いわば「大きすぎて救えない」(too-big-tosave) への問題意識の変化が見られる。すな わちこれは、将来的にありえる銀行破綻を十分 に想定した上で、いかにして納税者負担を回避 しつつ。かつ金融市場の安定性を損なわずにス ムーズに破綻処理を実施できるかという視点に 基づいているといえる。

むしろ,ユーロ金融システムの安定性にとって「責任原理」に立脚した政策スキームは必要 不可欠とさえいえる。

それゆえ、将来の潜在的な金融危機を予防的に回避する目的をもつ銀行同盟の設立は、EUにおける経済通貨同盟(EMU)の秩序の枠組みを補完する1つの秩序政策として意義をもつものと評価できる。

本稿における分析を通じて、このことは、国家の側における財政リスクと銀行側における破綻リスクの分離という観点で、ユーロ圏の金融システムの安定化にとって一定の制度的担保を与えるものであると評価することが可能であり、金融市場の参加者としての銀行側における銀行破綻リスクの低減およびモラルハザードの

低減などに一定の効果をもつことが想定される。ただし、銀行からの拠出金に基づいた破綻処理制度だけでは、「大きすぎて潰せない」という問題が完全に解決されたとまでは言えない。実際にメガバンクが経営危機に瀕した際、所有者(株主)や投資家が損失を負担するにせよ、本スキームによる金融システムへの実際の影響の度合いを予測することには、実際の制度の運用面での不確実性がともなうからである。

さて、先の金融危機によって明るみに出たことは何か。それは、一見すると金融市場システムの問題のように思えるが、そうではなく、本質的には、ヨーロッパが抱えていた「財政赤字の問題」が表面化したということであり、財政にかかわる各国の政策と金融市場の間の実質的な相互依存関係の存在である。今次の国家債務危機では、EU全体に占めるGDPシェアが1.3%ほどしかないギリシャ政府による放漫財政ともいえる政策運営の破綻リスクが、結果的にはユーロ圏の金融システム存立を揺るがすほどの大きな金融危機にまで発展した。

つまり、将来的にユーロ圏に再び危機的な事態が生じるとすれば、それはやはり、いずれかの加盟国における財政赤字のファイナンスに起因する可能性を否定することはできない。そうであるならば、EUの経済運営にとって重要となるのは、なによりもまず各国政府による財政の健全化を政策的に実現していくという確固たる認識であろう。オルド自由主義的・社会的市場経済の伝統を有するドイツの財政運営とは異なり(例えば、2015年のドイツ連邦予算は、財政収支上の「黒字」を達成していることに留意ありたい)、フランス・イタリアなどいくつかのEU加盟国では財政赤字が続いている。いずれにせよ、赤字国債の発行による景気刺激を求

めるというケインズ的な財政政策への依存体質という経済的思考そのものを正すことが求められよう。なぜなら、ユーロ通貨圏という EU 独自の経済構造において、こうした「カンフル注射」に依存した、あるいは「財政からプレゼント」を期待する赤字体質の財政運営は、容易にユーロ圏全体に広まるソブリン危機へと繋がり、長期的には持続可能ではないということが、金融危機から得られた最大の教訓であるといえるからである。かわりに、各国がこれまでいえるがらである。かわりに、各国がこれまでは登りでの構造改革を断行していく努力がこれまで以上に求められているといえる。

さて、銀行同盟の単一破綻処理スキームは、 形式的には、事後処理的なスキームであるが、 その実質は、銀行側のモラルハザードをあらか じめ除去すべくプロアクティブな秩序政策とし て実現されようとしている。しかし、それにも かかわらず、これによって、ユーロ圏経済の安 定性が確実に保証されたと言うには、時期尚早 であろう。なぜなら、先のユーロ危機は、単に ギリシャなどの周辺国による粉飾会計と放漫財 政によって引き起こされたという原因だけに よって、すべてが説明できるわけではないから である。より本質的には、ユーロ圏という独自 の通貨圏そのものに内在する構造的な脆弱性の 有無について、さまざまな視点・アプローチか ら経済学的な検証が加えられるべきであろう。

その第一は、貨幣的ショックの非対称性の問題である。たとえば、財政統合がないなかで、 ECBの金融政策による一元的な金利水準が、 EMU参加国間で異なったマクロ的影響を引き 起こす可能性であり、マクロ的不均衡の問題 (たとえば、域内金利水準の低位収斂が、スペインやアイルランドにおける住宅バブルを発生させたこと等)である。

また第二は、ギリシャ国家債務危機を発端として ECB が講じた無制限の債券買取り政策(あるいはバランスシート拡大政策) などのいわゆる「非伝統的金融政策」についても、これまでに例を見ない政策であるがゆえに、経済学的な観点から、その妥当性や持続可能性が検証されなければならない。なぜなら、中央銀行が、国家の財政赤字を最終的に処理することはできず、それは政治の仕事であるからである。これらの論点については、今後の研究課題としたい。

注

- 1) Deutsche Bank [2013] Financial Stability Report 2013
- 2) Deutsche Bundesbank [2014] Finanzstabilitätsbericht 2014, S.101.
- 3) Deutsche Bundesbank [2014] S.99.
- 4) 最大規模の支援枠 = pledged volume of aid, は、政府保証、資本注入その他についての最大利用可能枠をさしている。他方、実際に使われた金額としては、used amount of aid があり、両者は区別されなければならない。ここでいう約5兆ユーロという金額は、前者の最大規模の支援枠の金額をさしている。
- 5) ただし、多田 [2012] は、欧州委員会が金融危機に際 して構築した枠組みの下で審査した支援策の大多数は無 条件で承認されており、どのように共同市場との両立性 が判断されたのかという事例の蓄積という点では課題を 残していると述べている。
- 6) ドイツ連邦政府による危機の初期段階での個別的な銀 行救済措置の詳細については、黒川 [2010] を参照あり たい。
- 7) なお、2008年の金融市場安定化法および2009年の金融 市場安定化促進法(通称「バッド・バンク法」)などの 初期のドイツ国内的な銀行救済スキームの詳細について は、黒川 [2010] を参照ありたい。
- 8) 単一規則集は、世界金融危機後に EU の銀行の安全性 確保等のため改正または新設された規定から成り立って おり、自己資本指令・規則、改正預金保険指令、破綻処 理にあたってはベイルインの実施を原則とすることを定 めた銀行再生破綻処理指令などがある(雨宮 [2015], p.5)。
- 9) 主要銀行の基準は、総資産が300億ユーロ以上の銀行、

- もしくは、当該国の GDP の20% を超え、かつ50億ユーロ以上の総資産をもつという基準である。
- 10) 銀行同盟における単一銀行監督機構の概要については、雨宮 [2015] に詳述されている。
- 11) ドイツは、枠組み指令 (ベイルイン措置) の2016年の 国内的実施に合わせ、すでに2015年1月には国内法令の 変更を完了させた。
- 12) 2014年11月6日付ドイツ連邦政府官報18/3102
- 13) 雨宮 [2015], 欧州債務危機と銀行同盟, 国立国会図 書館 調査と情報-ISSUE BRIEF-No.862, 9頁。
- 14) 株主がまず負担し、それでも損失吸収が必要であれば、次に債権者が負担する。大口の非付保預金(預金保険の付保限度額を超えた分の預金)も対象となる。ただし、個人や中小企業の大口の非付保預金については、他の無担保債務よりも優先的に弁済することとされている。
- 15) Deutsche Bundesbank [2014] S.81
- 16) Sachvertändigenrat [2014] S.171
- 17) これは、預金保険が付された預金 (gedeckte Einlagen) をさす。
- 18) 2014年11月6日付ドイツ連邦政府官報18/3102
- 19) 公的金融機関である貯蓄銀行グループの金融安定化に 資する機能については、黒川 [2007] を参照ありたい。
- 20) 2014年11月6日付ドイツ連邦政府官報18/3102
- 21) 単一破綻処理基金における特例基準, すなわち「測定 基礎が3億ユーロ以上であり, その総資産が最大30億 ユーロまでに該当する銀行は, 最初の3億ユーロの測定 基礎分までについては, 一括での固定支払金額を選択す ることができる」という基準については, すでに2011年 からドイツ国内で運用されている再構築基金における特 例基準と, 一括支払金額の水準を除き, 同一のものと なっている。
- 22) Schaeuble [2013] "Stark und Wettbewerbsfähig Eine Europäische Union fuer das 21. Jahrhundert, Tagungsbericht der Allianz SE und Stiftung Marktwirtschaft.
- 23) Weidmann [2013] "Die Währungsunion als Stabilitätsunion, Tagungsbericht der Allianz SE und Stiftung Marktwirtschaft.
- 24) ヴァルター・オイケンを中心とするオルド自由主義の 経済秩序理論, およびその実践形としてのドイツの社会 的市場経済の具体的内容については, 黒川 [2012] を参 照ありたい。

参考文献

雨宮卓史 [2015]「欧州債務危機と銀行同盟 - 金融 システムの安定化と金融市場の統合へ - 」『調 査と情報 - ISSUE BRIEF』NUMBER 862 (2015.3.31)、国立国会図書館発行。

- 黒川洋行 [2007] 「ドイツの社会的市場経済理念と 貯蓄銀行の金融機能」『証券経済研究』第59号, 2007年9月, 101-121頁。
- 黒川洋行 [2010] 「サブプライム金融危機とドイツ の政策的対応 - 金融市場安定化法による銀行救 済措置とランデスバンクへの影響 - 」『証券経 済研究』第72号, 2010年12月, 65 - 84頁。
- 黒川洋行 [2012] 『ドイツ社会的市場経済の理論と 政策 オルド自由主義の系譜』, 関東学院大学 出版会。
- 鈴木敬之 [2013] 「EU における銀行同盟の議論」, 預金保険機構。
- 大和総研 [2014] 「欧州経済見通し 景気停滞打破の切り札は?」, (山崎加津子シニア・エコノミスト著), 大和総研。
- 多田英明 [2012] 「2008年金融危機下の銀行業に対する EU 国家援助規制 欧州委員会による加盟 国支援措置への対応を中心として – 」、REITI Policy Discussion Paper Series 11-012、独立 行政法人経済産業研究所。
- 森下哲朗 [2014]「欧米における金融破綻処理法政 の動向」『FSA リサーチレビュー』第8号, 2014年3月。
- 渡辺富久子 [2015] 「ドイツにおける財政規律強化 のための基本法の規定」『外国の立法』263号 (2015/3), 国立国会図書館, 77-83頁。
- Deutsche Bank [2013] Financial Stability Report 2013.

- Deutsche Bundesbank [2014] Finanzstabilitätsbericht 2014.
- Deutsche Bundesregierung [2014] Antwort der Bundesregierung auf die kleine Anfrage (Drucksache 18/2943), Deutscher Bundestag 18. Wahlperiode, Drucksache 18/3102.
- European Commission [2012] Facts and Figures on State aid in the EU Member State, Commission Staff Working Document COM (2012) 778 final.
- IMF [2013] Rishi Goyal, et al., A Bankingunion for the Euro Area, IMF Staff Discussion Note, Feb.13, 2013 (SDN/13/01).
- Laeven, L. and R. Valencia, [2013] Systemic Banking Crises Database, IMF Economic Review 61. pp.225-270.
- Mugler, Andreas [2008] Neue Wege für das deutsche Bankensystem Die Performance des deutschen Bankensystems im internationalen Vergleich, Grin-Verlag.
- Sachverständigenrat [2014] Jahresgutachten 2014/15.
- Schäuble, Wolfgang [2013] "Stark und Wettbewerbsfähig Eine Europäische Union für das 21. Jahrhundert, Tagungsbericht der Allianz SE und Stiftung Marktwirtschaft.

(関東学院大学経済学部教授)